

「施設園芸農家緊急支援事業」概要

1 事業の目的

燃油価格の高騰により、特に影響を受けている施設園芸農家の負担軽減のため燃油高騰に係る補助金を交付し、農業経営の安定を図るもの。

2 事業の内容

(1)対象者

以下の要件をすべて満たす施設園芸農家

- ①補助金等交付申請書の提出時点で、市内認定農業者又は市内認定新規就農者であること。
- ②園芸用施設で農産物(野菜・花き等)を栽培し、園芸用施設の加温設備等の燃料としてA重油、灯油又はLPGを使用していること。
- ③市税の滞納がないこと。
- ④補助金交付申請以降も引き続き営農を継続する意思があること。
- ⑤暴力団、暴力団員及び社会的非難関係者ではないこと。

(2)補助対象期間

- ①令和5年10月1日から令和5年12月31日までの3か月分
- ②令和6年1月1日から令和6年2月29日までの2か月分

(3)補助金額

補助対象期間に納品された燃料の購入量に下記の補助単価を乗じて得た額。(100円未満切捨て)

燃料の種類別	補助単価
A重油・灯油	27円以内/ℓ
LPG	44円以内/kg

※直近の燃油価格を考慮して、単価を減額調整する可能性があります。
また、予算都合での減額調整も考えられますので、予めご了承ください。

3 提出書類等について

補助金申請にあたっての提出書類

- ①補助金等交付申請書(補助対象期間によって様式が違います)
 - ②交付申請内訳書
 - ③誓約書兼同意書
 - ④購入した燃料の種類、購入量、納品日が分かる書類(領収書、請求書等)
 - ⑤口座振替依頼書
 - ⑥通帳の写し
- すでに口座登録済の方は提出不要です
(口座番号と口座名義が確認できるページ)

提出先 : いわき市生産振興課 生産振興係

- 提出期間**
- ①令和5年10月1日から令和5年12月31日までの納品分(3か月分)
→令和5年12月18日(月)～令和6年1月15日(月)
 - ②令和6年1月1日から令和6年2月29日までの納品分(2か月分)
→令和6年2月19日(月)～令和6年3月5日(火)

4 よくあるご質問

Q1:園芸用施設とは何ですか？

- ・ガラス又はビニールハウスです。
- ・木造又は鉄骨造の作業所・納屋、家屋等は対象外です。

Q2:対象となる燃料は何ですか？

- ・園芸用施設の加温設備等の燃料として使用するA重油、灯油、LPGです。
- ・トラクター等の農業用機械、穀物用の乾燥調製設備などに使用する燃料及び電気、軽油など他の種類の燃料は対象外です。

Q3:加温設備等とは何ですか？

- ・ハウス用暖房のほか、補助対象の燃料を使用する炭酸ガス発生器など施設園芸に必要な設備とします。

Q4:どのように申請すればよいですか？

- ・「3 提出書類等について」に記載の書類をいわき市役所生産振興課の窓口へ提出するか、郵送により提出して下さい。

【送り先】

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 いわき市生産振興課

①令和5年10月1日から令和5年12月31日までの3か月分

→令和6年1月15日(月)必着

②令和6年1月1日から令和6年2月29日までの2か月分

→令和6年3月5日(火)必着

Q5:「施設園芸セーフティネット構築事業」に加入済でも申請できますか？

- ・申請できます。

Q6:認定農業者ではない期間に購入した燃料も補助対象になりますか？

- ・交付申請時点で、認定農業者であれば対象となります。
- また、認定前の期間に購入した燃料も補助対象となります。

Q7:いつ交付されますか？

①令和5年10月1日から令和5年12月31日までの3か月分

→令和6年2月中旬ごろ交付の見込みです。

②令和6年1月1日から令和6年2月29日までの2か月分

→令和6年3月末ごろ交付の見込みです。

Q8:交付対象者が施設園芸農家に限定されているのはなぜですか？

- ・施設園芸においては、経営費全体に占める燃油コストの割合が高く、特に燃油高騰の影響を受けやすいためです。